

広域連合だより

第7号 平成25年3月

発行 後志広域連合総務課

〒044-8588

北海道虻田郡倶知安町北1条東2丁目

後志合同庁舎車庫棟2階

TEL 0136-55-8010 FAX 0136-22-4466

ホームページ <http://www.shiribeshi-kouiki.jp/>

広域連合議会定例会が開催されました

平成25年第1回後志広域連合議会定例会が2月25日倶知安町のホテル第一会館3階会議室で開催されました。

この定例会において、宮谷内広域連合長が平成25年度後志広域連合行政執行方針を述べました。提出案件については、予算案及び条例制定案9件が全て可決されました。平成25年度予算案については、議員全員で構成する予算特別委員会が設置され、付託された3会計予算案の審査を行い全て可決されました。



【審議された議案と結果】

- | | | |
|--------|---|--------|
| ◆議案第1号 | 平成24年度後志広域連合一般会計補正予算（第1号） | … 原案可決 |
| ◆議案第2号 | 平成24年度後志広域連合国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号） | … 原案可決 |
| ◆議案第3号 | 平成24年度後志広域連合介護保険事業特別会計補正予算（第3号） | … 原案可決 |
| ◆議案第4号 | 後志広域連合指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について | … 原案可決 |
| ◆議案第5号 | 後志広域連合指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について | … 原案可決 |
| ◆議案第6号 | 後志広域連合指定地域密着型サービスの事業者等の指定に関する基準を定める条例の制定について | … 原案可決 |
| ◆議案第7号 | 平成25年度後志広域連合一般会計予算 | … 原案可決 |
| ◆議案第8号 | 平成25年度後志広域連合国民健康保険事業特別会計予算 | … 原案可決 |
| ◆議案第9号 | 平成25年度後志広域連合介護保険事業特別会計予算 | … 原案可決 |

平成25年度当初予算の概要

単位：千円

平成25年度の後志広域連合一般会計、国民健康保険事業特別会計、介護保険事業特別会計の概要をお知らせいたします。

一般会計及び2つの特別会計を合わせた全体の予算総額は、143億2,972万1千円で、前年度と比較しますと4億

会計区分	予算額
一般会計	79,841
国民健康保険事業特別会計	8,899,227
介護保険事業特別会計	5,350,653
合 計	14,329,721

7, 964万5千円（3. 5％）の増額となりました。

一般会計は、電算システム機器の更新に伴う費用などを計上したことから887万1千円（12. 5％）の増額、国民健康保険事業特別会計は、保険給付費などの増により3億763万2千円（3. 6％）の増額、介護保険事業特別会計は、介護サービス利用者の増加が見込まれることなどから1億6, 314万2千円（3. 1％）の増額となりました。

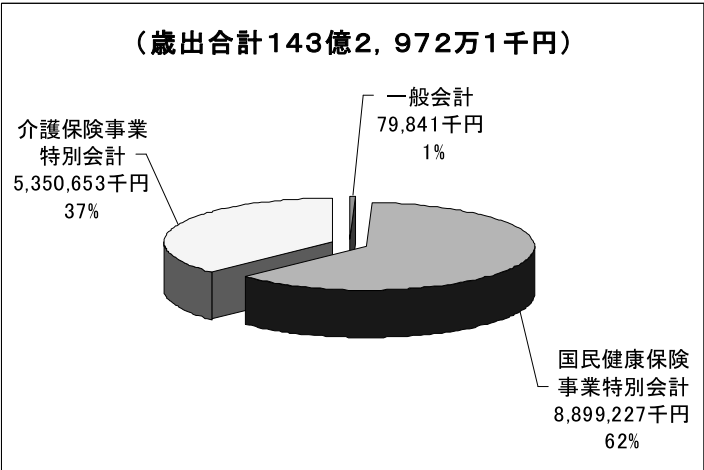
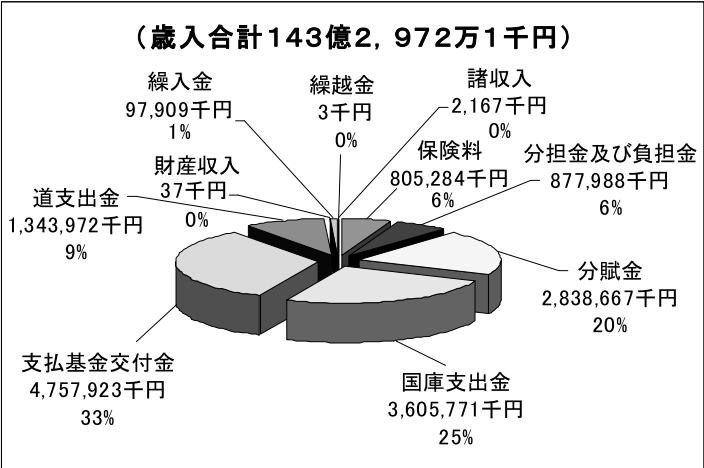
関係町村の負担金内訳

後志広域連合を構成する16町村の負担金の予算総額は、37億1, 665万5千円となっています。会計別でみますと、一般会計7, 847万8千円、国民健康保険事業特別会計28億3, 866万7千円、介護保険事業特別会計7億9, 951万円となっています。

町村別の負担金内訳は下表のとおりとなります。

単位:千円

	一般会計	国保会計	介護会計	合計
島牧村	4,265	80,482	36,330	121,077
黒松内町	4,842	102,052	49,404	156,298
蘭越町	6,194	221,755	78,049	305,998
二セコ町	5,227	259,982	50,145	315,354
真狩村	4,003	138,236	35,952	178,191
留寿都村	4,067	95,400	21,689	121,156
喜茂別町	4,442	109,998	38,084	152,524
京極町	5,474	141,580	40,144	187,198



倶知安町	9,218	604,107	132,369	745,694
共和町	6,360	293,773	86,944	387,077
泊村	3,357	89,883	29,754	122,994
神恵内村	3,102	50,929	24,640	78,671
積丹町	4,738	160,737	41,659	207,134
古平町	4,978	192,513	56,421	253,912
仁木町	4,491	250,818	57,896	313,205
赤井川村	3,720	46,422	20,030	70,172
合 計	78,478	2,838,667	799,510	3,716,655

国民健康保険課からのお知らせ

国民健康保険の加入について

■国民健康保険に加入する方

勤務先の健康保険や共済組合等に参加している方、生活保護を受けている方などを除いて、その市町村に住んでいる75歳未満の方は、皆さんが国民健康保険（国保）の加入者（被保険者）になります。

国保に加入する資格のある方は、全員加入の義務があります。

一人ひとりが被保険者となりますが、国保に加入するときは世帯単位の加入となります。

■届出はお早めに

国保に加入する方、やめる方、年金を受給することとなった方は、資格を得た日や資格のなくなった日（事実が発生した日）から14日以内に各町村の「国保」の窓口へ届け出てください。

また、住所等の変更がある場合も届け出てください。

■退職者医療制度

会社などを退職された方には「退職被保険者」の保険証が交付されます。国民健康保険に加入している方で、厚生年金や共済組合の老齢年金を受けられる方とその方に扶養されている方については、届け出が必要です。

※その年金制度に20年以上加入している方、または40歳以降に10年以上加入している方。

（届け出先） お住まいの町村の国保窓口へ届け出てください。

（届け出に必要なもの） 国保の被保険者証、年金証書

ジェネリック医薬品をご存知ですか？

■ジェネリック医薬品とは

医療機関で医師から処方され調剤薬局で受ける医療用医薬品には、新薬（先発医薬品）とジェネリック医薬品（後発医薬品）があります。

ジェネリック医薬品は、新薬の特許が切れた後に、有効成分、用法、用量、効能及び効果が同じ医薬品として申請され、厚生労働省の認可のもとで製造・販売された安価な薬です。

■ジェネリック医薬品を使用することで

風邪薬など短期間での服用についてはさほど変わりませんが、生活習慣病（糖尿病、脂質異常症、高血圧等）などの慢性的な病気で、長期にわたり服用が必要な場合は、自己負担額が軽減されます。

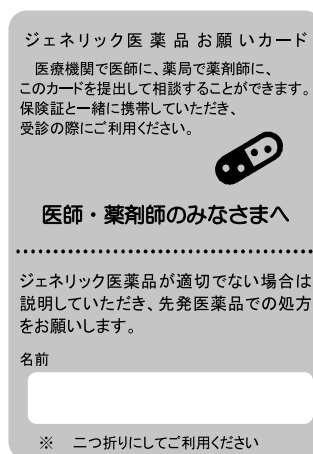
また、国民健康保険（後志広域連合）が支払う額も軽減されますので、国民健康保険制度の安定した運営にもつながります。

■ジェネリック医薬品を希望するために

病院などで受診した際、ジェネリック医薬品の処方をお願いしたいが、なかなか言い出しにくい場合は、「ジェネリック医薬品お願いカード」をご用意しています。後志広域連合国民健康保険課またはお住まいの町村の国保担当窓口にお問い合わせください。

また、後志広域連合ホームページからダウンロードしていただくこともできます。このお願いカードを医師又は薬剤師に渡してください。

なお、ジェネリック医薬品を処方できない場合もありますので、医師又は薬剤師と相談してください。



●お問い合わせ 国民健康保険課 電話 0136-55-8012

介護保険課からのお知らせ

介護保険料の納め忘れはありませんか？

納めていただいた介護保険料は、介護保険制度を支える大事な財源です。忘れずに納めましょう。

災害や扶養者の方の失業などで、保険料を納めることが難しい場合は、保険料の減免や猶予が受けられる場合もあります。

困ったときは、お早めに後志広域連合介護保険課又はお住まいの町村役場介護保険担当課にご相談ください。

■介護保険料の納め方

納め方は受給している年金の額によって原則下記の2通りに分かります。

- | |
|---|
| ○年金が年額 18万円以上 の方 → 年金から差し引かれます（特別徴収） |
| ○年金が年額 18万円未満 の方 → 納付書で期限までに各自納めます（普通徴収） |

※普通徴収の方は各自で保険料を納付するため、納め忘れが生じることがあります。納め忘れがないかお手持ちの納付書で今一度ご確認ください。

なお、年度途中で65歳になられた方や、他の市区町村から転入してきた方などは、特別徴収の要件を満たしていても、当面の間特別徴収ができませんので、その間は普通徴収となります。該当される方につきましては、納め忘れがないかご確認くださいませすようお願いいたします。



■介護保険料を滞納したら

減免や猶予を受けていないのに、保険料の滞納が続く場合、未納期間に応じて給付が一時差し止めになったり、利用者負担が1割から3割になるなどの措置がとられます。これを給付制限といいます。

○1年間滞納した場合

介護サービス費用の全額を自己負担しなければならなくなります。（9割相当分はあとで払い戻されます。）（償還払い化）

○1年6カ月間滞納した場合

あとで払い戻されるはずの給付費（9割相当分）の一部または全部を一時的に差し止めるなどの措置がとられます。なお滞納が続く場合は、差し止められた額から保険料が差し引かれる場合もあります。

（一時差止等）

○2年以上滞納した場合

本来1割である利用者負担が3割に引き上げられたり、高額介護サービス費等が受けられなくなります。

（給付減額等）

●お問い合わせ 介護保険課 電話 0136-55-8013

～ ホームページをご覧ください ～

後志広域連合ホームページでは、税の滞納整理による公売情報、国保や介護に関する情報などを掲載しておりますのでご覧ください。 <http://www.shiribeshi-kouiki.jp/>

後志広域連合

検索